

もくじ

特集 速報!輝く女性の集い2024

- 01 フリーランス新法対応の就業条件明示
- 02 生活支援サービス研修会議
- 03 安全・適正就業対策委員会だより
- 04 わが町ぶらり散歩
- 05 7区通信
- 08 会員紹介
- 09 会員の広場・互助会サークル紹介
- 10 互助会だより

裏表紙 事務局からのお知らせ



特集

速報!輝く女性の集い2024

11月21日(木)に南区高宮のアミカスで「輝く女性の集い2024」が開催されました! 当センター女性会員の皆さんのほか、一般の方からの参加も多数あり、神田紅さんの講演・講談などで大盛況のうちにイベントを終えることができました。ご参加いただいた方、運営にご協力いただいた方、誠に有難うございました!



令和6年度実績
(令和6年10月)

会員数	男性	女性	就業者数	就業率
6,826人	4,025人	2,801人	3,691人	54.1%

公益社団法人
福岡市シルバー人材センター
■ <https://www.fukuoka-sjc.org/>

フリーランス新法対応の就業条件明示は

ここで見るができます!

令和6年11月施行の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)に基づく就業条件明示は、「Smile to Smile」(スマスマ)で行います。

スマスマから「就業依頼に関するお知らせ」のメールが届いたら、スマスマにログインし、「センターからの就業依頼」を開くと依頼された仕事の就業条件を確認することができます。

● お知らせメール

no-reply@s22s.jp 15:40
宛先: [REDACTED]
返信先: honbu@fukuoka-sjc.org >

【Smile】就業依頼に関するお知らせ [11111110-4]

[REDACTED]様

「Smile to Smile」をご利用いただきありがとうございます。
福岡市シルバー人材センターから就業依頼がございませう。

こちらのご依頼は、「Smile to Smile」ホームページでも一定期間ご確認いただけます。

案件番号: 11111110-4
<https://www.s22s.jp/shuugyoirai/>

※ご利用にはログインが必要です。

ご不明な点・ご質問などございましたら、メールでお問い合わせください。

※就業依頼件数が多い仕事は、メールを省略する場合があります。

スマホでチェック!



● スマスマにログイン

ようこそ
シルバー 花子 さん
前回ログイン 2024/11/11 17:00:18

- ・プロフィール変更
- ・メールアドレス変更
- ・ログアウト

お知らせ

就業情報

配分金の確認

お知らせ

2024年7月4日 熱中症見舞金制度加入について [事務局]

2024年7月4日 熱中症見舞金制度加入について [事務局]

2024年3月1日 お仕事の就業情報を更新しました [事務局]

お問い合わせ
ご不明な点やお質問にお問い合わせください。

広告・PR

このサイトは広告主様のご同意で運営されています。

● センターからの就業依頼

就業条件明示	
公益社団法人福岡市シルバー人材センターは、以下の業務を委託します。 委託に際しては、当センター定款、会員就業規約その他諸規定を厳守してください。	
受注件名	ダミー受注01234567(11111110-4)
仕事の内容	ダミー受注0 あいうえおあいう
就業場所	福岡市博多区千代1-25-15
就業期間	2024年11月15日～2025年1月31日
発注者名	12345678901234567890123451234 567890123456789012345 (999999)
住所	123456789012345 123456789012345 123456789012345
業務委託日	2024年11月11日
報酬(配分金等) (消費税を含む)	詳細を開く
センター 問い合わせ先	092-526-4680

新しい契約方法への移行について

シルバー人材センターを所管する厚生労働省、上部団体の公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会がフリーランス法の施行にあたり、これまでの契約方法から新たな契約方法に移行する方針を示しました。

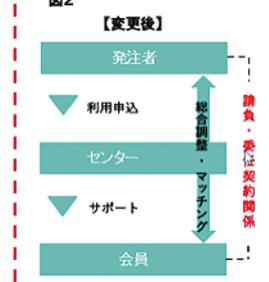
当センターでは令和7年4月から主に民間発注者からの業務委託に関する契約は、新たな契約方法に移行します。詳しくは次号のシルバーだよりでお知らせします。

■ 見直しのイメージ

図1



図2



生活支援サービス従事登録者 全体研修会議が開催されました

10月16日(水)、中央区にある福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」にて、令和6年度第2回生活支援サービス従事登録者全体研修会議が開催されました。

当センターは、福岡市の介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者として、会員の皆さまに生活支援型サービス(掃除・洗濯・買い物・調理)に就業していただくことで、支援を必要とする地域の方々が今の生活を継続できるような事業を実施しています。

就業には資格や従事者としての登録が必要ですが、今回の会議には登録済の方はもちろん、就業に興味のある会員の方も出席されました。

森川専任担当理事、判田就業機会創出課長の挨拶ののち、株式会社健康科学研究所より、運動指導員の松原建史氏を講師にお招きし、「心と体のストレッチ」と題して効果的なストレッチの講習を受講。続いて高齢者虐待防止・認知症についての研修、最後に総合事業の取り組みについて意見交換も含めて会議を行いました。

就業に興味のある方はぜひ出張所にお問い合わせください。地域の方々が、いきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、みなさんの力を発揮してみませんか？



安全・適正 就業対策委員会だより

年末に向け、何かと慌ただしくなってきました。寒暖差も大きくなって
いますので、体調管理には十分気を付けましょう。

また、冬場は乾燥しやすく、インフルエンザなどの感染症も流行しやす
いため、うがい・手洗いなどの基本的な対策はしっかり心がけましょう！



賠償事故事例 1 | 刈払作業中、石飛し近接した駐車場に停めていた車両の助手席窓ガラスを破損

内容 助手席窓ガラス破損（レンタカー+修理代費用）

対策 カルマーや無双などの機材の使用及び防護ネット等の基本的な石飛対策を行う。
安全確保が困難な場合は、作業を延期するなどの対策を講じる。



賠償事故事例 2 | 刈払作業中、階段脇の外灯の配線を切断

内容 外灯配線切断

対策 就業前に作業現場の事前確認を徹底する。
また、狭小地では刈払機を使用せず手刈りする。



令和6年度事故報告

令和6年10月末現在（累計保険適用件数）

傷害事故

15件
（前年度比△3）

賠償事故

13件
（前年度比△3）

自動車事故

7件
（前年度比△4）

合計

35件
（前年度比△10）

わが町ぶらり散歩



〔 西出張所シルバー会員の就業活動 〕

今回は「わが町会員就業場所ぶらり散歩」として、お届けします。

西区は、「都市と自然が近接するコンパクトシティ」福岡市の西端に位置する色彩豊かな自然環境に恵まれた地域です。この環境を生かした農業や漁業が盛んで、また、伝統的な民族行事が地域で受け継がれ、身近には多くの史跡が残っています。(福岡市HPより)

その西区管轄の西出張所登録会員約1,010名の内、約580名の会員が「健康維持」「体力・知力維持」のために区内各所で活躍しています。西区の方はご自宅近く等で見かけたことはありませんか？

今回は就業場所を訪問し、会員のみなさんの活躍の状況をお知らせします。

まず、公共業務では愛宕浜中央公園、長垂海浜公園、田尻中央公園含め区内15ヶ所の公園の除草・清掃を「公共公園班」の約20名が請け負っており、「市営駐輪場」では、総勢約150名で「姪浜駅西・東」含め区内の「市営地下鉄」「JR筑肥線」4駅に隣接する6ヶ所の施設管理を請け負っています。他にも、「街頭指導」、「姪浜自転車保管所」業務や、区役所関係では「西区役所・さいとぴあ」にて「窓口案内業務」及び「資源物回収ボックス業務」を請け負っています。



豊浜緑地刈払作業



九大学研都市駅前駐輪場

また、民間(個人宅含む)業務では、「手取除草班」が「大町団地」、「飯盛神社」含め約60ヶ所(10月時点)を、「剪定班」は、総勢30名が5班に分かれ約120ヶ所(10月時点)をそれぞれ請け負い、「家事援助班」は個人宅を訪問しての「家事のお手伝い」を業務として請け負っています。

企業等からの受注としては、「姪浜タクシー様」「玄海タクシー様」を始め、「内浜保育園様」「成徳保育園様」含め7事業所の「清掃」等を請け負い、「筆耕班」では約15名で約30件の筆耕業務を各々請け負っています。それ以外、本文に記載出来ていない就業場所を含めて区内で合計約580名の会員が現在就業しています。



大町団地手取除草

西出張所では、職種によっては現状「就業人員」が不足しています。従って、上述のとおり会員の皆さまにさまざまな就業機会を用意していますので、まだ就業されていない方は、当出張所へご連絡をいただるか、「Smile to Smile」(スマホ・パソコン登録)で就業案内をご確認願います。

なお、「Smile to Smile」登録希望の方へは当出張所にて登録のお手伝いをいたします。



早良区

会員拡大 街頭キャンペーン

広報委員 金田 博保

10月15日(火)、イオン原店正面入口にて、木下委員長をはじめとした出張所のメンバーと室見駐輪場で就業している会員からの応援2名を含む計6名が街頭キャンペーンを繰り広げました。

シルバー人材センターのノボリを正面に立て、6名はセンターのロゴが入った赤いハッピを纏い、会員募集中のリーフレットとウエットティッシュをセットにしたコンパクトな包みを店舗の出入り口を歩き交う人たちに配布しました。

当日は、同店で毎週実施される火曜日と毎月15日の割引デーという特別な日が重なり、駐車台数も行き交う人の数も非常に多く、大変賑わいのある中でアピールすることができ、約1,000部のリーフレット等の配布を終えることができました。

このような催しを通じて一般の方々にシルバー人材センターへの関心と理解を深めていただき、会員拡大及び仕事の依頼に繋がっていく事を思えば、このキャンペーンは大変意義ある活動であったといえます。



西区

会員拡大 街頭キャンペーン

広報委員 大西 秀人

10月20日(日)、イオン伊都店店頭で、シルバー会員拡大のための「街頭キャンペーン」を行いました。

秋晴れの爽やかな当日、初めて参加する会員を含めて、清水委員長以下16名が店頭で集合。

今回、公共業務を担当する石長職員の子供さんも特別参加し、午前10時の開店時より店舗南側、北側、東側の各出入口にわかれ、「シルバー会員入会案内」パンフレットを約1,000名の来店者へ、説明を添えて配布しました。



「会員になるにはどうしたらいいの」、「丁度、シルバーさんに剪定をお願いしようと思っていた」といった反応がありました。会員の皆さま方も、近隣及び友人へ「シルバー会員入会」のお声かけをお願いします。

福祉・子育て・家事援助班全体会議

10月24日(木)西出張所大会議室にて、森川専任担当理事、瀧川専任担当理事を迎え、清水委員長ほか、就業会員32名の出席で上記会議が開催されました。

清水委員長より開催挨拶があり、特に就業時の「安全」について強調されました。始めに出席者全員で家事班の「憲章」唱和後、各会員からは就業を通じて自身の「学習」、会員仲間との「情報交換」の場として捉えており、「健康の続く限り働きたい」とのお話がありました。





安全・適正就業 対策推進委員会

広報委員 宮川 洋

令和6年度東出張所「安全・適正就業対策推進委員会」が10月24日(木)に出張所2階の大会議室にて、駐輪場・剪定・除草・刈払・資源物回収ボックス・貝塚ゴーカート・区役所窓口案内・家事援助・街頭指導業務などのリーダー13名が出席して開かれました。

菊堂委員長のあいさつの後、西村副委員長が重篤事故をはじめ今年度発生した事事例をパワーポイントを使って説明、出席者一同「安全はすべてに優先する」ことを痛感しました。

続いて菊堂委員長から、11月1日施行の「フリーランス新法」についての説明が行われました。この「フリーランス新法」は、組織に所属せず個人で働くフリーランスの労働環境を保護することを目的とする法律で、シルバー人材センターの請負業務で就業する会員も適用になるため、

対応しなければならないとのことで、その対応について資料を基に解説されました。

「フリーランス新法」については、後日、剪定・刈払・除草など職群ごとに詳しい説明会が開かれることになりました。

また、今年度の事故多発の現況をふまえ、多くの会員に、今後の事故防止に一層の注意喚起をしてもらおうと、11月28日(木)には、なみきスクエアで「安全・適正就業促進大会」を開催しました。



日帰りバス親睦旅行

広報委員 白石 寛治

互助会の日帰りバス親睦旅行が11月9日(土)に行われました。

当日はまずまずの天候で、早朝、45名の会員が博多駅筑紫口近くに集合し、2台のバスに分乗して午前9時半すぎに目的地へ向けて出発しました。

途中、伊都菜彩(JA糸島)に立ち寄り、目的地の「ざうお本店(西区小田)」には昼前に到着しました。

到着後、記念撮影をしてすぐに宴会に入り、新鮮な海の幸で造られた料理を肴に、それぞれ好みのお酒やドリンクを楽しんだ後、ビンゴゲームで大いに盛り上がりました。

今回は目的地が近場でしたが、日頃顔を合わすことのない会員の方とも親睦を深めることができ、楽しい一日でした。





令和6年度 安全・適正就業 促進大会を開催

広報委員 脇田 清隆

10月23日(水)、中央区六本松の福岡市科学館6階サイエンスホールにて、令和6年度の安全・適正就業促進大会が開催されました。

はじめに世利委員長より、これまでの事故等で怪我をされた方々の心情を慮りつつ、事故防止にかかる熱い想いが語られた後、来賓挨拶では三笠常務理事より、当センターの取り組みが回復してきた現状や事故件数が増加していることへの思いを、また吉富専任担当理事からは上半期の事故種別毎の件数報告とともに、それらが僅かな油断に起因したものであり安全第一・健康第一の気持ちを維持することの大切さが訴えられました。



次に中央出張所の黒木安全担当より「安全・適正就業」とは具体的にどのような意味であり、さらに安全の三原則である「整理整頓・点検整備・標準作業」が、都心である中央区の特異な状況下においてどのような行動を指すのかについて、9月までの事故事例を参照にしながら解りやすく報告され、その後「私の安全対策」として各班からの取り組み事例発表、小山田監事の総評にて終了となりました。

今回は特別講演として中央警察署よりSNSを利用した投資詐欺等への注意喚起や県警音楽隊によるダイナミックな演奏なども企画され、より「安全」を意識する大会となっていました。



会員懇談会 開催

広報委員 鳴岡 裕司

南出張所では、令和6年10月17日(木)～18日(金)の2日間に渡って会員懇談会が開催されました。2日間で合計17名の会員が参加されました。以前は多くの会員が参加されていたようですが、最近は少ない状況です。

懇談会では溝部委員長より南区の活動状況が報告され、質疑応答の時間も設けられました。「南出張所がより良くなるよう、今後は多くの方の参加をお願いします」との委員長のお話でした。みんなで、参加しましょう!



就業相談会 実施中



昨年度より、南出張所では、新入会員研修会終了後の14:00から就業相談会を実施しています。

きっかけは、例年、年度末になると退会の電話があり、就業とのミスマッチによるお叱りが多数寄せられることでした。何とか会員の就業ミスマッチをなくそうと就業相談会を計画したところ、予想外の成果・反響を頂いているところです。

会員からの希望を詳細に聞き、就業に結びつけている状況です。新入会員説明会でも、就業に困ったら研修会終了後の「就業相談会」を活用してくださいと呼びかけています。



城南区

令和6年度 安全・適正就業 促進大会 開催

広報委員 衛藤 忠済

今年度の「安全・適正就業促進大会」は城南区会員52名の出席で9月19日(木)城南市民センターにて開催されました。



開会にあたり、池田委員長は、事故報告や熱中症見舞金制度などの説明に続き、「自己管理を徹底し事故をなくしましょう。そのためには時間に余裕をもって行動しましょう」と、改めて安全就業の徹底を呼び掛けました。次いで三笠常務理事並びに吉富専任担当理事よりお話をいただき、池田委員長の事業報告ののち、安全担当の小石澤会員より4月～8月に発生した事故の分析、及び安全対策について詳細な解説がありました。道路維持補修班の大坪会員は安全就業につながる事例を紹介しました。

後半は、福岡市の出前講座「熱中症にご用心!」(講師は福岡市環境保全課の藤本さん)でした。

小山田監事より閉会の挨拶があり、最後に令和6年度全国統一安全就業スローガン「安全は無理せず 焦らず 油断せず」を参加者全員で唱和し、大会は終了しました。



自転車用ヘルメットを着用しよう!

城南出張所では昨年9月に続き「自転車用ヘルメット共同購入」企画の第2弾を今年は11月に実施。7名の会員が購入しました。「自分の身は自分で守る!」をヘルメット着用で実践しましょう。



博多区

会員紹介

入会について

私は以前、会社員として働いていましたが、定年になる2~3年前から退職後のことを考えていたところ、シルバー人材センターが会員を募集していることを知り、定年前の平成10年にシルバーに入会しました。

就業について

入会后、シルバーでの最初の仕事が平成23年から始めた刈払班でした。仕事の内容は、那珂川河川敷や大井中央公園、上月隈中央公園など公共公園の草刈ですが、これまでの14年間、安全第一をモットーに刈払一筋でやってきました。また、3年前までは班長を任せられ、現在は安全担当の現場管理者として就業しています。

中野 國紀会員(88歳)



趣味などについて

高校のころ囲碁に興味をもって熱中し、4段格で打てるようになりました。釣りや温泉めぐりも好きですが、現在は一番夢中になっているのが漢詩を創ることです。漢詩は独学ですが、日中友好協会に入会するなどして本格的に取り組みたいと考えています。

これからのこと

90歳までは、刈払の現場で頑張りたいと思っていますし、暇なときは物忘れ防止のためにも漢詩を創って楽しんでいきたいと思っています。皆さんも勉強してはいかがでしょうか、楽しいですよ。 広報委員:白石 寛治

会員の広場

玄界灘でFishing

釣りを始めたのが40歳代の前半で、その頃は近場の防波堤でやっていましたが、徐々に遠方に伸びて加唐島・馬渡島・沖ノ島等の磯釣りへと移っていきました。60歳代の終わりからは体力や安全面を考えて磯釣りから船釣りへ切り替え現在に至ります。

遊漁船は各港から多く出ていて、よく利用するのは糸島半島の岐志港や加布里港からの船です。秋から冬・春先にかけては落とし込みやジギングでブリやヒラマサを狙います。よく釣れるのは4Kgくらい迄のヤズやヒラゴが多く、8Kgから10Kg超えのブリやヒラマサを揚げた時は思わずガッツポーズが出ます。

釣り場は小呂島(写真)が見える壱岐の東沖が多く、また冬から春にかけてのジギングでは対馬に近い七里が曾根に行きます。他の2枚の写真は七里が曾根でジギングにヒットした16Kgのヒラマサと、もう一つは壱岐東沖でイサキ釣りをしている掛けたマダイです。



早良区 金田博保会員

城南区 互助会サークル紹介

城南山歩の会

城南山歩の会は、2004年に福岡市シルバー人材センター城南出張所「配食班」(当時)の山に登りたい十数人の有志が立ち上げました。2005年からは互助会サークル「城南山歩の会」としてスタートし、以来20年間に渡って【山】と【歩】の活動を続けて来ました。

会員は市内全域より集まっています。9月末現在の会員数は25名で、男女ほぼ同数です。年齢層は60代から80代まで広範囲です。【山】活動は2004年3月に会が最初に登った油山など福岡市近郊の山登り、【歩】活動は寺社・史跡巡りや、年末年始の懇親会などで毎回大いに盛り上がっています。

城南山歩の会に興味がある方は、城南出張所までお問い合わせください。お問い合わせをいただいた方には、会事務局より「会則」、至近の「行事ご案内」などの参考資料を郵送いたします。城南区に限らず他の区も含め多くの皆さんの入会をお待ちしています。



2024年3月 大牟田・三池山



2024年4月 福岡・油山



2024年5月 九重・万年山

お問い合わせ先

城南出張所 ☎092-845-4680

広報委員 衛藤 忠済

互助会だより 互助会まち歩き



秋晴れながら少々季節外れの蒸し暑さが漂う天候の下、10月17日(木)、待ちに待った百道まち歩きが開催されました。各区から会員総勢121名が参加し、百道浜の福岡市博物館、福岡市図書館及び福岡タワー等会員それぞれの好みの施設での散策を楽しむことができました。

まず、福岡市博物館正面玄関南口に集合し、出張所ごとに受付とお弁当の受取り、さらに福岡タワーの展望台観覧希望者はチケットを受取った後、互助会菊堂会長の挨拶、黒木業務委員からの図書館及び博物館等の施設案内や注意事項の説明を聞いたのち、参加者全員で記念写真に収まり、各自お目当ての施設へと心軽やかに出発しました。

博物館では福岡の歴史と暮らしを改めて感じることができ、若い頃に思いをはせ思い出に浸っていました。

図書館は百道浜にある「福岡市総合図書館」で、約194.7万冊という豊富な本を揃えた全国最大級の大型図書館です。読みたい本を探したり、昔読んだ本の前で立ち止まり、懐かしむ人も見られました。

福岡タワーの地上116mと123mの2カ所にある展望室からは、福岡の街並みや玄界灘の大パノラマが楽しめました。展望室に上がった人達は「上がって良かった」「福岡市街がとてもきれいだった」「足がすくんだ」などと話していました。

お昼の時間は、思い思いの場所で弁当を広げ、会話に花が咲いて、とても楽しそうでした。

各施設とも自由に散策し、楽しく充実した一日を過ごすことができました。けが人もなく、弁当やお茶パックの空き箱等は各自持ち帰り、施設を汚すこともなく、人生の先輩としての手本となる行動をし、帰路に就きました。

ご参加頂きました会員の皆さまありがとうございました。今後とも互助会行事に奮ってご参加下さる様お願い致します。

なお今後の互助会行事につきまして、ご意見などお聞かせ頂ければ幸いです。

互助会業務委員一同



配分金にかかわる確定申告について

シルバー人材センターから支払われる配分金は、所得税法上では「雑所得」として取り扱われます。従って、次に該当する場合、確定申告の必要がありますので、ご注意ください。

「雑所得控除」＝「必要経費等の控除」就業の際の交通費等は、この「必要経費等の控除」に含まれます。

● **収入が配分金だけの場合** 1年間の配分金合計が103万円を超える場合

所得税額＝(配分金－雑所得控除55万円－基礎控除48万円)×所得税率

● **配分金の他に、公的年金収入がある場合**

所得税額＝{(配分金－雑所得控除55万円)+(下表Aから算出した金額)－基礎控除48万円－その他の所得控除}×所得税率

公的年金等に係る雑所得の速算表(A)

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合、1,000万円超の場合は、税務署にお問い合わせください。

65歳未満の場合		65歳以上の場合	
①＝収入金額の合計額		①＝収入金額の合計額	
公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額
60万円以下	0	110万円以下	0
60万円超～130万円未満	①－60万円	110万円超～330万円未満	①－110万円
130万円以上～410万円未満	①×0.75－27.5万円	330万円以上～410万円未満	①×0.75－27.5万円
410万円以上～770万円未満	①×0.85－68.5万円	410万円以上～770万円未満	①×0.85－68.5万円
770万円以上～1,000万円未満	①×0.95－145.5万円	770万円以上～1,000万円未満	①×0.95－145.5万円
1,000万円以上	①－195.5万円	1,000万円以上	①－195.5万円

その他の所得控除

扶養控除額＝被扶養者1人あたりの控除額×扶養人数

被扶養者1人あたりの控除額		控除額		
区分		合計所得900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
控除対象配偶者	一般:70歳未満	38万円	26万円	13万円
	老人:70歳以上	48万円	32万円	16万円
扶養親族	一般:16歳以上	38万円		
	特定:19～22歳	63万円		
	老人:70歳以上	48万円(同居老親等以外) 58万円(同居老親等)		

◎ **年金所得者に係る確定申告不要制度について**

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。

(注1)この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

(注2)所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村におたずねください。

◎ **配分金等の個人情報の取り扱いについて**

配分金等の個人情報は、個人情報保護法第16条・第23条により、国等の機関(税務署や市町村等)から情報の開示を求められた場合は、情報提供に応じる可能性がありますので、ご了承ください。

※配分金支払証明書と会議出席等の源泉徴収票は、それぞれ令和7年1月末頃に発送いたします。

※配分金の証明は令和6年1月～令和6年12月に就業したことを証明するものです。請負による収入金額については、その約した役務の提供を完了した日になるので、給与所得と発行期間にずれが生じます。

配分金収入、公的年金収入以外に収入がある方は、事例の取扱いとは異なります。詳細につきましては、最寄りの税務署にご相談ください。

ご意見やお便りをお待ちしています

